

○恵庭市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

平成23年1月25日

告示第12号

(目的)

第1条 この告示は、恵庭市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の所有者が行う耐震改修工事又は除却工事(以下「耐震改修等」という。)に要する費用に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めることにより、市民の防災意識の向上及び災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げるものをいう。

ア 木造の戸建住宅(2世帯住宅を含む。)

イ 木造の店舗等併用住宅(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「木造住宅の耐震診断と補強方法」(財団法人日本建築防災協会が作成するものをいう。)による一般診断法

イ アに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断

(3) 耐震診断技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に規定する建築士事務所に所属している同法第2条第1項に規定する建築士をいう。

(4) 耐震改修工事 上部構造評点(耐震診断によるものをいう。以下同じ。)が1.0未満と判断された住宅を上部構造評点が1.0以上となるよう行う耐震補強工事をいう。

(5) 除却工事 上部構造評点(耐震診断によるものをいう。以下同じ。)が1.0未満と判断された住宅又は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、市長が倒壊の危険性があると判断した住宅の全部を除却する工事(建替えに伴い既存住宅の全部を除却する工事を含む。)をいう。

(6) 工事施工者 耐震改修工事又は除却工事を行う建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による国土交通大臣又は北海道知事の建設業の許可を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅の所有者(個人に限る。)とする。

- (1) 耐震改修等工事を行おうとする者が自ら居住の用に供し、市内に現存するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (3) 木造在来工法又は枠組み壁工法のもの
- (4) 地上階数が2以下のもの
- (5) 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、市長が倒壊の危険性があると判断したもの(除却工事に限る)又は上部構造評点が1.0未満と判断されたもの
- (6) 建築基準法その他関係法令に明らかに違反しないもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象経費(耐震改修工事又は除却工事に要する費用をいう。以下同じ。)の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 30万円未満の額 当該対象経費の額
- (2) 30万円以上200万円未満の額 30万円
- (3) 200万円以上の額 50万円

2 区分所有の木造住宅においてそれぞれの所有者が耐震改修工事を行う場合には、前項の規定の適用については、当該それぞれの所有者が行う耐震改修工事の費用の額の合計額を対象経費の額とする。

(補助金の交付手続)

第5条 補助金の交付申請、交付決定その他補助金の交付に係る手続については、この告示に定めるもののほか、恵庭市補助金交付規則(平成12年規則第8号)に定めるところによる。

2 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書 次に掲げる書類
  - ア 対象建物概要表(別記第1号様式)
  - イ 耐震診断技術者が作成した耐震診断報告書
  - ウ アの内容を証明するもの
  - エ 案内図、配置図、平面図その他の改修内容が記載された図面

- オ 改修計画書(別記第2号様式)
- カ 耐震診断技術者が作成した補強後の想定耐震診断報告書
- キ 耐震改修工事に要する費用を明らかにするもの
- ク 申請者以外の住宅所有者全員の承諾書、印鑑登録証明書及び登記事項証明書(申請者以外に当該耐震改修工事を行う住宅の所有者がいる場合に限る。)

(2) 補助事業等実績報告書 次に掲げる書類

- ア 竣工図(改修内容が記載されたものに限る。)
- イ 耐震診断技術者が作成した竣工時の耐震診断報告書
- ウ 写真(耐震改修工事の内容が確認できるものに限る。)
- エ 耐震改修工事の内容について記載された工事監理報告書
- オ 耐震改修工事費用の支払い状況がわかるもの

3 除却工事に係る補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付申請書 次に掲げる書類

- ア 対象建物概要表(別記第1号様式)
- イ 耐震診断技術者が作成した耐震診断報告書又は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」(別記第3号様式)
- ウ アの内容を証明するものとして市が必要と認める書類
- エ 案内図、配置図、平面図等対象住宅の形状が記載された図面等
- オ 除却工事に要する費用を明らかにするもの(積算根拠や積算内訳が明らかになるもの。補助対象外工事が含まれる場合にあつては、補助対象部分と補助対象外部分を明示したもの)
- カ 申請者以外の住宅所有者全員の承諾書、印鑑登録証明書及び登記事項証明書(申請者以外に当該除却工事を行う住宅の所有者がいる場合に限る。)

(2) 補助事業等実績報告書 次に掲げる書類

- ア 工事施工業者と締結した契約書の写し等(契約日、着手予定日及び請負金額が確認できるものに限る。)
- イ 工事施工業者が発行した取りこわし証明書の写し
- ウ 写真(施工中及び完了時の状況が確認できるもの)
- エ 除却工事費用の支払い状況がわかるもの

(現地調査等)

第6条 前条第2項第1号及び第3項第1号の補助金等交付申請書又は同項第2号の補助事業実績報告書の提出があったときは、市長が必要と認めるときは、現地調査その他の調査(以下「現地調査等」という。)を行うものとする。

2 申請者は、前項の現地調査等に協力しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年2月1日から実施する。

附 則(平成30年3月1日告示第28号)

(実施期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の恵庭市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行った耐震改修工事について適用し、同日前に行った耐震改修工事については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月1日告示第66号)

この告示は、令和6年4月1日から実施する。